

#### 第1条 (契約の締結)

賃貸人「甲」と居室使用者「乙」は、頭書(1)に書かれた賃貸借の目的物(以下「本物件」という)について、一時使用目的による貸室賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結します。

#### 第2条 (使用の目的)

甲は乙に対し本物件を一時使用目的で使用することを認め、第3条賃貸借の期間に限り、これを賃貸し、乙は甲よりこれを借ります。但し、乙は本物件を乙が居室として使用するためにのみ使用できます。

#### 第3条 (賃貸借期間)

1. 賃貸借期間は頭書(2)に書かれた通りとします。
2. 一時使用目的による賃貸借契約においては、中途解約はありません。
3. 一時使用目的による賃貸借期間が満1年以上経過する場合には、乙が希望する本契約終了日の2か月前までに、乙は甲に対して、甲の指定する所定の文書を提出することにより、本契約を終了することができます。
4. 本契約の延長を乙が希望する場合には、新たに甲乙間で、一時使用目的による貸室賃貸借契約を結ばなければなりません。

#### 第4条 (分割払いによる居室使用料)

1. 第3条の賃貸借期間に基づき、頭書(3)に記す使用期間別居室使用料は、本契約末尾に添付する居室使用料とします。
2. 居室使用料の支払いは、頭書(3)にある甲の銀行口座に振り込み支払うものとします。支払期日は、翌月分を前月25日までに銀行振り込みにて支払うこと。但し、振込手数料は借入人の負担とする。
3. 居室使用料には、共益費、コンピュータ使用料等の費用が含まれます。
4. 賃貸借期間中に、乙が一時帰国する場合があっても、居室使用料の減額はありせん。また、一時帰国により居室使用料の支払いができない場合には、事前に居室使用料の支払いを行わなければなりません。

#### 第5条 (入館料)

頭書(3)にある入館料は、本契約締結時に乙は甲に支払うものとする。また入館料は前払居室使用料とし、返還されません。

#### 第6条 (ルームクリーニング代)

乙は頭書(3)に書かれたルームクリーニング代を契約時に甲に支払わなければなりません。

#### 第7条 (個室電気及びガス料金)

乙が使用する個室電気、ガス料金及び水道代については、乙の負担とします。乙が直接電力会社及びガス会社と契約していただく場合と、甲において計算し、乙に対し請求を行う場合とがあります。

#### 第8条 (備え付け付属備品等)

本物件に備え付けられた家具並びに電化製品(以下付属備品等)について、乙は善良な使用者として使用しなければなりません。また、これらの付属備品等が毀損、汚損または盗難等が発生した場合には、乙はその修理費用等を負担しなければなりません。

2. 乙の居室内の消耗品については、乙の負担とします。

#### 第9条 (損害保険の加入)

頭書(3)にある通りの費用を乙は甲に支払う。その上で、甲は、甲が契約者となり、乙を被保険者とする1年契約の損害保険に加入します。

#### 第10条 (使用規則)

1. 乙は、本件建物を次の①②に定める方法で使用し、③の場合、室内立入も承諾します。

- ① 乙及び乙の関係者は、甲の定める本件建物使用管理に関する規則を遵守し、善良な使用者の注意をもって使用し、甲及び第三者に迷惑を掛けません。
  - ② 乙は、共同生活の秩序を守り、危険物、過重量物、衛生上有害な物、その他近隣より苦情の出る物品を持ち込むなど他人の迷惑になる行為をしてはなりません。
  - ③ 甲及び甲の関係者は、建物管理上必要ある場合又は緊急の場合室内に立入必要な措置をとることができる。
2. 本件建物は、居住者の自主並びに協力により成り立つものであり、乙は他の居住者と協力して、快適な生活空間が創れるように協力しなければなりません。
    - ① 乙は居室を使用するに当たり、乙は自らの注意を持って居室を使用し、乙の所有物及び管理物を使用しなければ

甲は、乙に対し、上記契約内容を説明し、乙はその内容をすべて理解し、承諾した。 ㊦